

国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則

平成16年4月1日
法人規則第18号

改正 平成17年法人規則第31号

国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）第13条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号）第13条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の派遣に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の定義)

第2条 国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第13条第1項、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則第13条第1項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則第12条第1項の「派遣」は、「在籍派遣」、「転籍派遣」及び「研修派遣」とし、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 在籍派遣 法人の職員として在籍のまま、地方公共団体、法人以外の他の国立大学法人その他の機関等（以下「派遣先」という。）の職員となって、派遣先の就業規則の適用を受け、派遣先の業務に従事すること。この場合において、派遣される職員は、法人及び派遣先のそれぞれに身分を有し、在籍するものであるが、法人の身分は休職扱いとみなす。
- (2) 転籍派遣 法人に復帰することを前提に法人の要請に応じて退職し、派遣先の職員としてその業務に従事すること。
- (3) 研修派遣 法人の職員として在籍のまま、派遣先の指揮命令の下に、派遣先における業務を通じて研修すること。

(派遣職員取扱いの原則)

第3条 職員を派遣するに当たっては、派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の勤務条件等が不利益にならないように配慮するものとする。

2 職員を派遣する場合は、派遣期間、勤務条件その他派遣に関し必要な事項について、

法人が派遣先と覚書きを取り交して行うことを原則とする。

第2章 任用等

(派遣期間等)

第4条 派遣期間は、派遣先の事情、派遣に係る業務の性格、内容等を勘案した上で3年以内とする。ただし、業務上必要があると認められる場合は、派遣職員の同意を得て、派遣期間を5年を超えない範囲で延長することができる。

2 派遣期間については、法人の勤続期間に通算する。

(派遣職員の選考)

第5条 職員を派遣するに当たっては、当該職員の適性、経験、家庭の事情及び派遣に関する意向並びに派遣先に係る業務の内容及び必要度等を総合的に勘案して行うこととする。

2 派遣職員の選考に当たっては、法人内における公募又は推薦の方式によることがある。

(派遣の手続)

第6条 職員を派遣するに当たっては、次の各号に定める事項を記載した派遣通知書を派遣職員に交付する。

- (1) 派遣先の名称、所在地、事業内容その他派遣先の概要に関する事項
- (2) 派遣先における所属及び勤務地
- (3) 派遣先における担当業務
- (4) 派遣期間
- (5) 勤務時間、休日、休暇及び給与その他派遣先における勤務条件の概要に関する事項

2 転籍派遣に当たっては、転籍同意書により転籍派遣する職員の同意を得るものとする。

(復帰)

第7条 派遣職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、法人に復帰させる。

- (1) 派遣期間が満了したとき。
- (2) 派遣期間中に退職するとき。
- (3) 派遣先の就業規則による解雇、懲戒（減給及び戒告を除く。）及び休職の事由に該当したとき。
- (4) その他法人が特に必要と認めたとき。

2 派遣職員が派遣期間中に死亡したときは、法人に復帰したのものとして取り扱う。

(在籍派遣中の転籍)

第8条 在籍派遣中の職員が派遣先への転籍を申し出た場合は、法人と派遣先との協議により転籍を認めることがある。

第3章 勤務条件等

(研修派遣職員の労働時間等)

第 9 条 研修派遣の職員の労働時間、休憩時間、休日及び休暇等の取扱いについては、派遣先との協議により、派遣先の規定によることがある。

(派遣先における配置転換等)

第 10 条 在籍派遣及び転籍派遣の職員に対する昇任、降任及び配置転換は派遣先が法人と協議の上、行うことを原則とする。

(給与)

第 11 条 派遣職員 (研修派遣を除く。) の給与が法人の定めを適用した場合における支給額に満たないときは、法人がその全額又は一部を支給することがある。

(旅費)

第 12 条 在籍派遣及び転籍派遣の職員の赴任及び帰任旅費は次のとおりとする。

- (1) 赴任に係る旅費は、原則として派遣先の定めるところにより派遣先が支給する。
 - (2) 帰任に係る旅費は、法人の定めるところにより法人が支給する。
- 2 研修派遣において、派遣先の業務により派遣職員に出張を命じる場合の旅費については、派遣先の規定によるものとする。

(大学教員に関する特例)

第 13 条 大学教員を派遣する場合、国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則 (平成 16 年法人規則第 4 号) に従って運用する。

(その他)

第 14 条 派遣先又は法人の都合その他の事情により、この法人規則に定めのない事項が生じたときは、その都度派遣先及び法人で協議の上、その取扱いを決定するものとする。

附 則

- 1 この法人規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規則施行の日前に法人への復帰を前提として他機関へ転任又は辞職し、この法人規則施行の際現に他機関に勤務する者は、第 2 条に規定する派遣職員とみなす。

附 則 (平成 17 . 3 . 24 法人規則 31 号)

- 1 この法人規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この法人規則施行の日前に派遣職員である者は、それぞれ第 2 条に規定する派遣職員とみなす。